他府県の状況 3

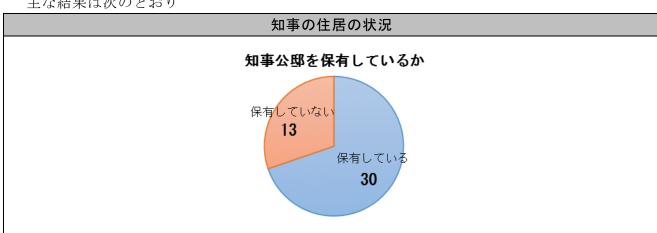
令和2年(2020年)6月に、46都府県に対し知事の住居や迎賓施設等の状況について調査を行い43 府県から回答があった。

(1) 調査内容

- ア 知事の住居の状況
- イ 迎賓施設の状況

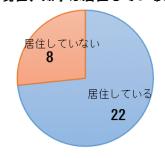
(2) 調査結果

主な結果は次のとおり



公邸を保有している他府県の状況

現在、知事は居住しているか



居住していない8県の状況は、自己所有の住居に居住が 6県、民間施設への借り上げが2県であった。

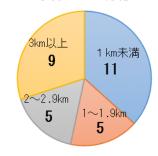
また、8県の公邸については、そのほとんどの建築年数 が30年以上経過しており老朽化が進んでいる状況。

公邸の経過年数



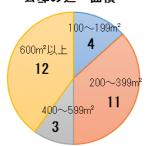
最も古い公邸は、大正2年(1913年)に建築されたもの で、100年以上が経過しているが、現在も知事は居住し ている。最も新しい公邸は、令和元年(2020年)の建築 されたものであった。

庁舎からの距離



庁舎と同一敷地内が1県あった。

公邸の延べ面積



間取りは4LDKが最小、10LDKが最大。最も多かった のは5LDKであった。

公邸の年間維持管理費2,000万円以上 3 100万円未満 7 7 100~499万円 7 7

ほとんどが、清掃・警備・庭園管理などの委託業務にか かるものだった。



部屋数は2室が一番多く、8室が最大だった。

迎賓機能の他に公務を行う 部屋はあるか



部屋数は1室が一番多く、7室が最大だった。

知事公邸以外の公邸・宿舎等 はあるか



副知事公邸を所有している県は 14 県、警察本部長宿舎 は 16 県、その他として、議会議長宿舎や幹部宿舎等があった。

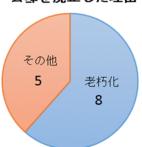
知事公邸を保有していない他府県の状況

知事の住居の形態

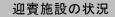


その他の3県は、幹部公宅に入居等だった。

公邸を廃止した理由



その他としては、知事が県内に自己所有の住居を所持していた、イベント等に使用するため、維持管理費が多額だった等の理由だった。



迎賓施設を所有しているか

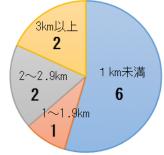


迎賓施設の経過年数



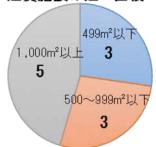
最も古い施設は、明治35年(1902年)建築のものだった。

庁舎からの距離



庁舎と同一敷地内が1県あった。

迎賓施設の延べ面積



最も広かったものは、9,949 ㎡だった。

一般公開の状況



主な貸出用途は、文化活動や音楽会等であった。

4 北海道議会における主な議論

これまでに、道議会では、知事公邸等のあり方について、次のような議論が行われている。

R 1 第3回定例会 代表質問 自民党·道民会議 吉川 隆雅 議員

質 問

・知事公邸のあり方について

道は、建築後約 40 年経過し維持管理コストが かさむ知事公邸の廃止を財政負担軽減の観点から 決定したと報じられております。

知事公邸の敷地内には、知事の公邸ばかりでなく、副知事や道警本部長の宿舎も設けられていますが、知事公邸がこうした形で整備されたのは、万が一の自然災害発生時等でも道の最高幹部が一体となって速やかに意思決定を下せるよう現在のエリアに一体的に所在しているものと受けとめています。

知事は、公邸廃止後、道庁本庁舎近くの民間マンションを借り上げて来月にも転居すると発表されましたが、知事公邸が現在の形でこれまで維持されてきた意義や経緯を踏まえ、廃止後の必要な機能確保について、道として今後どのような検討を行うのか示すべきと考えます。

知事は、知事公邸を含めた周辺エリア全体のあり方について、どのように考えているのか、伺います。

(知事)

知事公邸については、築後 38 年が経過し、老朽 化が著しく、今後、長期的に使用するためには、 多額の工事費が見込まれることが判明したことか ら、現公邸の維持管理に要している経費も含め、 経済的な観点などから検討した結果、民間住宅を 借り上げ、公邸とすることとしたところでありま す。

弁

なお、知事という職務の性格上、災害などの緊急時において迅速に対応する必要などがあり、公務を円滑に遂行するため、機能性、安全性、経済性なども考慮し、道庁本庁舎及び知事公館に近い場所を選定したところであります。

知事公邸や公館が所在する一連の区域は、市内中心部に位置し、広大で、緑豊かな、憩いの場としても親しまれている、道民の貴重な財産であり、今後、道議会はもとより、道民の皆様のご意見を伺いながら、知事公邸の取扱いを含め、エリア全体のあり方について、幅広く検討してまいる考えであります。

R 2 第1回定例会 予算特別委員会 自民党・道民会議 檜垣 尚子 委員

質 問

- /E

・居住区域について

旧知事公邸が所在する区域には、副知事公邸や 秘書課長宿舎、危機管理対応等の宿舎のほか、道 警本部長宿舎が整備されております。

副知事公邸は、老朽化が進行し、既に相当期間、空き家状態でありましたが、昨年10月に、知事が民間住宅に転居したところであり、本年1月には、警察本部長においても、知事と同様、施設の老朽化が著しいことや、維持管理費や修繕費などの経済的な観点から、警察本部庁舎に近い民間住宅に転居したとのことであります。

道では、これまでの公邸の場所において、知事 公邸を整備することを基本に検討することとして おりますが、副知事公邸や警察本部長宿舎につい ては、危機対応などの面において必要であるなら ば、これまでの経緯なども踏まえ、同じ区域に一 体的に整備されることが望ましいと考えます。ま た、北側にある3戸の職員宿舎についても、今後 どうするのか検討していく必要があります。

(財産活用担当課長)

答

昭和 55 年に建築した知事公邸が所在する区域には、同時期に建築した副知事公邸や道警本部長宿舎のほか、昭和 55 年から平成4年までに建築した宿舎が5棟あり、いずれも築後 27 年以上が経過し、老朽化が進行しております。

弁

これらの建物につきましては、副知事公邸は平成 21 年から使用しておらず、道警本部長宿舎は、本年1月から使用をやめたほか、5 棟の宿舎については、2 棟は、老朽化により使用しておらず、その他の3 棟についても、入居しているものの、老朽化による劣化が著しい状況にあります。

このため、知事公邸のあり方検討にあたっては、 この一連の区域について、副知事公邸や道警本部 長宿舎のほか、こうした宿舎もあわせて検討して まいる考えであります。 この居住区域のあり方についてどのように考え ているのか、所見を伺います。

・知事公館等について

旧知事公邸に隣接する敷地には、知事公館が所 在しております。

知事公館は、平成 11 年に文化財保護法に基づく有形文化財に登録されるなど、歴史的にも価値の高い建物であり、また、その構内は、先ほども申し上げたとおり、緑豊かな自然に囲まれ、道民の憩いの場所として親しまれております。

さらには、敷地の北側には、大正から昭和初期にかけて活躍した札幌出身の画家、三岸好太郎の美術館、そして敷地隣接の西側には、北海道立近代美術館もあり、このエリア全体が、歴史と芸術と自然が融合した大変魅力ある場所となっております。

これらの施設とも情報共有しながら一体となって整備を考えていただきたいと思います。

知事公邸をはじめとして、仮に副知事公邸や本部長宿舎、そして一定の職員宿舎を整備するとなると、居住施設のあり方の検討にあたり、こうした街並みなどにも十分配慮するなど、まちづくりの観点から検討を行っていくことも必要と考えますが、道の所見を伺います。

・検討の進め方について

第3回定例会における我が会派の同僚議員の質問に対し、知事は道議会はもとより道民の皆様のご意見を伺いながら幅広く検討していく、との答弁をされておりましたが、知事公邸の機能や施設の規模、整備方法、あるいは知事公邸の周辺にあります副知事公邸や道警本部長宿舎の取扱などの他、先程申し上げた街づくりの観点など幅広い視点から検討しなければならないと考えます。

そしてなによりも道民の貴重な財産をいかにその価値を最大限に高め、有効に活用していくか、 20年先、50年先といった将来を見据えた形が求められているのではないかと思います。

今後知事公邸などのあり方について、どのよう に検討を進めていくのか所見を伺います。

(総務部次長兼行政改革局長)

知事公館は、昭和 11 年に三井合名会社が「三井別邸新館」として建築したものを、昭和 28 年から道が所有し、知事公館として、主に知事が出席する各種会議や行事に使用しているほか、館内を見学できますように、一般公開も行っているところであり、その建物は、文化財保護法に基づき、その保存及び活用が求められる有形文化財に登録されています。

また、その構内は、緑地となっているほか、道立三岸好太郎美術館もあり、道民の憩いの場として親しまれており、その緑地の一部は、北海道自然環境等保全条例に基づき、その環境を維持すべきものとして、重要文化財である赤れんが庁舎の前庭などと同様、環境緑地保護地区に指定されています。

これらは、市内中心部に位置し、道民の貴重な 財産であり、あり方の検討にあたりましては、こ うした周辺環境に十分配慮しつつ、法令等に基づ き、適切に対応していく必要があるもの考えてい ます。

(総務部長兼北方領土対策本部長)

知事公邸につきましては、その必要な機能、施設の規模、整備手法などについて、検討する必要がございまして、さらには、他の公邸等も含めて、これまでの知事公邸の場所において、周辺環境に十分配慮しながら、整備することを基本に検討することといたしております。

この検討にあたりましては、知事公館や公邸の 敷地一帯を中心とした街並みが、長い歴史の中で 築き上げられ、大切に守られてきた、そういうこ とをしつかり踏まえますとともに、委員からご指 摘がございましたが、50年先がどうあるべきか、 その将来像を見据え、そうした貴重な財産を将来 世代へ確実に引き継いでいくといった観点に立っ て、考えていくべきものと私は考えております。

今後の検討にあたりましては、単に知事公邸の 機能という面だけではなく、こうした幅広い視点 で検討する必要がございますため、知見を有する 有識者による検討会議を設置いたしますとともに、 道議会はもとより、道民の皆様など、様々なご意 見を伺いながら、そのあり方について検討を進め てまいる考えでございます。

【指 摘】

現在の知事公館の敷地一帯は、明治8年、開拓使がこの地域を桑畑にするために開墾したのがはじまりであり、その後、大正4年に三井合名会社がこの敷地を購入し、昭和11年には現在の知事公館である「三井別邸新館」が建てられるなど、大変歴史のある地域であります。

また、その構内は、大都市の中心部にもかかわらず、2,000 本を超える樹木が生い茂るなど、緑豊かな自然に囲まれており、「環境緑地保護地区」として、その景観は長い間大切に守られてきた場所でもあります。

この歴史的価値を有する街並みと、自然豊かな景観が併せもつこの場所は、長い歴史の中でも本当に大切に守られてきました。

これからの将来、50年先、そして100年先、時代の変化とともに街並みが変わっていくなかにあっても、姿形を変えずに次世代へ向けて守らなければならない地区ではないかと考えています。

私は、この地元の人間として、また、この地域から選ばれた一人の道議会議員として、このような 考え方をもって、今後のあり方を検討していってもいいのではないかと思っています。

地元からは「宿舎の規模をコンパクトにして緑を増やすのはどうか」などといった声や、「小さな子ども達が緑の芝生や池で遊んでいるけれども衛生面は大丈夫か」などの課題も聞こえてきています。 憩いの場としてたくさんの子ども達や高齢者が集っている様子を見ながら、是非環境にも考慮した整備をお願いしたいと思っています。

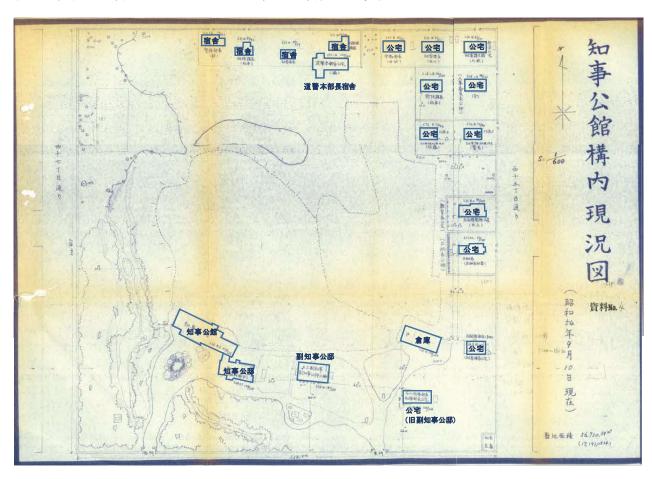
また、他にも知事公館をカフェやレストラン、結婚式や催事会場、又は芸術作品展などが開催出来るような何か生産性を伴う場所にして敷地内の整備費にあてるのはどうかなどの声も聞こえてきています。

もちろん全ての声を集約、反映するのは大変ですが、後世につながるような、また、市民、道民の 心のふるさと、心の財産になるように考えていっていただきたいと思います。

財産の価値を最大限生かすために、有効活用を図ることも必要かもしれませんが、失っていけない 価値にも目を向けて、是非、今申し上げたことを念頭におきながら、十分時間をかけて慎重に検討し ていく必要があるということを指摘させていただきます。

昭和54年(1979年)の当時の敷地の現況等 5

●昭和54年(1979年)9月当時の知事公邸・公館敷地の状況



●昭和54年(1979年)から昭和57年(1982年)までの整備事業の方針

知事公館構內整備方針

55.2.22

整備目的

道は、道民の要望に応えるため、知事公館構内に三岸好太郎美術館(以下、「三岸美術館」という。)を建設し、近代美術館に連携をもたせ るとともに、広く道民に憩の場として利用に供することとし、これに伴う構内の整備として、老朽建築物及び庭園の整備を実施する。

2 整備時期

老朽建築物の整備 昭和55・56年度 昭和56・57年度 庭園の整備

公盟時期

昭和57年9月以降

整備方法

- (1) 建築物について
 - ア 知事公館の使用は、現状通りとする。
 - イ 現知事公邸については、内部改造可能の範囲を技術的に検討の上、利用方途について決定するものとする。

老朽の公邸・公宅については、解体撤去の上、次の通り整備する。 構内=知事公邸・副知事公邸・秘書課長公宅・道警本部長公宅・車庫……新築

秘書課公宅(2戸)・道警本部公宅(2戸) ……………既存改修(残置)

中央署北1条西警察官派出所…………增築 構外=副知事公邸(大通西27) ·特別職公邸 2 棟(大通西15) ······ 新築

(2) 庭園について

- // 福内庭園は、道の環境緑地保護地区に指定されている札幌市内における貴重な緑地であり、また、埋蔵文化財包蔵地として旧琴似川水系の 先住民族による竪穴住居群の所在が記録されているため、基本的には、大巾に変更しないことを原則とし、概ね次の通り整備する。 ア 既存の水景を旧河川跡に延長し、誘水を行うとともに、橋及び遊歩道(散策路)を設ける。

- イ 一般の出入口として、北口に1個所、西口に1個所設ける。 ウ 既存のコンクリートへいは取りはずし、適切な門及びへいを設ける。
- 工 庭園の施設として、便所及び外灯を設ける。
- オ 公邸・公宅の敷地については、植樹をもって分離する。

公開方法

- 知事公館及び庭園については、次の原則的な考え方に基づき、秩序を保ちつつ公開するものとする。
- (1) 知事公館については、現状通り行政目的に支障のない限りにおいて、希望者に対しては見学に供する。
- (2) 公館裏の芝生は、公館エリアとして公的行事に使用する。
- (3) 庭園については、本庁舎前庭にならい、時間的並びに行為的制限をもとに行うことはやむを得ないものとする。

岸美術館

構内適地(北2条側)に三岸美術館を建設することとするが、建設時期・規模等については、現三岸美術館の後の利用方法との関係を考慮し、 今後更に検討する。